

令和2年 第12回教育委員会定例会議 会議録

1 日 時 令和2年12月23日(水)
開会 13時30分
閉会 14時40分

2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員(6名)

教 育 長	野 口 弘
教 育 委 員	田 邊 俊 治
〃	大 島 淳 光
〃	木 村 陽 子
〃	長 澤 裕 子
〃	櫻 吉 啓 介

4 欠席委員(1名)

教 育 委 員	丸 山 章 子
---------	---------

事務局	教育次長(兼)学校教育部長	加 藤 弘 行
	教育総務課長	堀 場 喜一郎
	教育総務課担当課長(兼)課長補佐	松 田 潤一郎
	担当部長(兼)学校職員課長	羽 場 政 彦
	学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐	田 村 創
	担当部長(兼)学校指導課長	寺 井 義 春
	学校指導課担当課長(兼)課長補佐	青 山 雅 幸
	市立工業高校事務局長	新 出 光 昭
	生涯学習部長	中 坂 暢 江
	生涯学習課長	村 田 英 彦
	(兼)長土堀青少年交流センター所長	
	中央公民館長	太 田 素
	図書館総務課長	池 田 光 穂
	(兼)玉川図書館長	
	(兼)近世史料館長、城北分館長	
	教育プラザ総括施設長	松 本 季 之
	(兼)地域教育センター所長	
	学校教育センター所長	熊 谷 有 紀 子
	歴史都市推進課長(兼)町家保全活用室長	石 浦 裕 治

5 案 件

議案第33号 金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について (教育総務課)

議案第34号 金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規

- 則の整理に関する規則制定について (教育総務課)
 議案第35号 令和3年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針(案)について (学校職員課)
 非 議案第36号 金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について (歴史都市推進課)
 報告第40号 小・中学校特学分校、特別支援教育サポートセンター(仮称)及び芳齋公民館・児童館の整備概要について (教育総務課他)
 報告第41号 「金沢市特別支援教育指針(第2次)」の概要について (学校指導課)
 報告第42号 民法改正に伴う成年年齢引き下げに係る成人式の対象年齢について (生涯学習課)
 報告第43号 「第58回金沢市公民館大会・公民館フェア“楽集”」の開催について (生涯学習課)
- そ の 他
 (1) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者7名について協議し、傍聴を許可した。次に、議事録署名委員に長澤委員を指名した。本日の議題について野口教育長が議案第36号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。審議に入る前に、報告事項が1件あった。

審議に入り、議案第33号、議案第34号、議案第35号、報告第40号、報告第41号、報告第42号、報告第43号について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、1月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第36号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

* 1月の定例会議の日程：令和3年1月27日(水) 14:00～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○金沢市立小学校長による不祥事について

(説明の概要) 金沢市立金石町小学校の校長が9月25日夕方、学校からの帰宅途中に車内で飲酒し、車を運転していたことを認めたことから、酒気帯び運転で略式起訴されたため、12月18日、石川県教育委員会において免職の懲戒処分となった。日頃から教職員に対し、法令の遵守や全体の奉仕者である公務員として自己管理に努めるよう周知徹底をしてきたところであるが、今回、管理監督者として重い重責を担う校長がこのような重大な事件を起こしてしまったことについて、極めて遺憾である。児童生徒、保護者の皆さま、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

石川県教育委員会による処分を受け、翌12月19日(土)に臨時の校長会議を開催し、全ての市立小中高等学校長に対し、改めて綱紀肅正を図るよう指示するとともに、服務規律徹底のための校内研修を行うこと、特に飲酒運転の撲滅を図るよう強く指示したところである。また、今週25日(金)にも臨時の教頭会議を開催し、同様の指示を行う。なお、臨時校長会議を開催した19日夜には、学校において保護者説明会を開催し、本件の概要や経過等の説明を行うとともに、児童への心のケア等を図るため、学校への心理師の派遣など当面の支援策等について説明した。

昨日、後任の学校長が配置され、現在のところ学校は落ち着いており、子供たちも元気に登校

していると聞いている。今後も引き続き、同校への支援を積極的に行っていくとともに、全ての学校に対して、あらゆる機会を捉え、教職員の服務規律の一層の徹底を繰り返し図り、二度とこのようなことが起こらないよう指導し、児童生徒、保護者、市民の皆さまの信頼回復に努めていく。

（特になし）

○ 議案第 33 号 金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について（教育総務課）

（説明の概要）議案書 2 ページ。先般の金沢市議会 12 月定例会月議会において、市民や事業者からの申請および申請に基づく市からの通知等について、従来は紙文書で対応していた行政手続きを、インターネットを使ったオンラインによる方法でも可能にする「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が議決された。この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行される。これに伴い、実施に必要な事項を具体的に定めた条例施行規則が、市長部局で制定されることに併せ、教育委員会でも同内容を準拠し、施行規則を制定する。

主な内容は、3 ページの「2 制定の内容」(1)～(4)に記載のとおりである。内容は、市の機関統一のものとなる。本日は参考までに条例の概要について、A3 判の別紙資料を配布している。右側に記載の各情報に対応して、より具体的な手法を施行規則で定めるものである。本規則の施行日は条例の施行日に合わせ、令和 3 年 1 月 1 日とし、教育委員会でオンライン化の対象となる手続きは、生涯学習活動の利用の申し込み、図書館での図書の貸出の新規登録など 10 種類、年間受付件数の想定は約 1 万 6,000 件としている。なお、教育プラザ富樫の体育館やキゴ山ふれあい研修センターの使用申請、図書館での資料の複写など、手数料の納付が必要な手続きについては、市役所全体で 4 月 1 日からの開始を予定している。

長澤委員	別紙資料の「2 条例の内容」の「(9) 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表ほか」で、教育委員会が定める規則は、市長に代わり教育長が公開するという内容になるのでしょうか。
堀場教育総務課長	今回、施行規則で定める内容については、第 9 条、第 10 条の部分が具体的には記載がありません。この点については、読み替えという形になりますので、教育長が代わりに行う形になります。
田邊委員	この条例制定によってオンライン化を推進していくという趣旨はとてよく分かります。これによって、どんな点が改善されるようになるのでしょうか。資料を拝見すると、いろいろな手続き上の事務対応がかなり円滑になるという気がしますが、こういう点がすごく便利になるとか、合理的になるとか、そのあたりの効果を教えていただけますか。
堀場教育総務課長	先ほどの概要の説明でも申し上げましたが、教育委員会の所管分でオンライン化申請の対象となるのは年間約 1 万 6,000 件の使用申請に係る分を想定しています。このことから、市民にとっても、われわれにとっても非常にスムーズな事務処理ができるのではないかと考えています。

○ 議案第 34 号 金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規定制定について（教育総務課）

（説明の概要）市民生活の利便性向上や業務の効率化のため、先ほどご説明した行政手続きのオンライン化と並行して、全庁的に文書の押印欄の廃止を推進している。教育委員会においても、別冊資料 1 ページに記載の各規則に定める様式について押印欄を廃止する改正を行う。具体的な

改正箇所は4、5ページの新旧対照表に記載している。左ページが改正案、右ページが現行の様式となる。

金沢市公民館運営規則では、地区公民館の指定管理者指定申出書の押印欄を廃止するとともに、今回の改正に合わせて、これまでひらがな表記になっていた「あて先」の「あて」を漢字に改める。次ページ以降の規則については、同内容の改正のため、説明を割愛する。

本規則の施行日は令和3年1月1日としているが、従前の様式も当分の間、使用可能とする。教育委員会内で押印欄を廃止するのは、規則改正に関連する要綱なども含め全体で約70件を見込んでいる。

（特になし）

○ 議案第35号 令和3年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針（案）について（学校職員課）

（説明の概要）議案書6ページ。県費負担教職員の人事配置は、金沢市教育委員会の内申をまっけて石川県教育委員会が行うこととなっていることから、金沢市教育委員会の内申の基本方針（案）を提案する。

児童生徒一人一人の豊かな人間性を育む教育、確かな学力を育む教育、健康や体力を育む教育、ふるさと金沢の個性を生かした教育を推進するとともに、特別支援教育の充実を図り、家庭、地域と連携したひとづくりに取り組むなど、信頼される学校づくりを目指し、本市の教育施策を実現するために、以下の方針に基づき人事異動の内申を行う。

（1）明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身につけた児童生徒の育成を図るため、学校の実情を考慮した人事配置に努める。

（2）新学習指導要領に対応し、魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の適性に応じた適材適所の人事配置に努める。

（3）急激に変化する社会において、教職員が本務に専念するための時間の確保を推進するとともに、学校教育の充実を図るため、学校が組織として機能する人事配置に努める。

（4）教職員が多様な経験ができるよう、校種間、教育行政との人事交流の促進に努める。

昨年度との変更点は（3）の部分で、最初に「急激に変化する社会において」を加えた。また、教職員が本務に専念するための時間の確保を「推進し」から「推進するとともに」と変更した。この基本方針に基づき、適切な人事配置を行っていききたい。

田邊委員

金沢市として取り組んでいる金沢型教育モデルなどをしっかり習熟して取り組める要因とか、新学習指導要領という表現の中に集約されているのかもしれませんが、主体的に学ぶ力や対話的に学ぶ力、協働的に学ぶ力といった文言を入れたら、人事方針としての内容がより示されるのではないかと思います。一般論としてよく分かるのですが、もう少し「金沢として」ということに踏み込んだ文言を含めるのも今後の課題かなと思います。

羽場学校職員課長

今の点については、（2）の「新学習指導要領に対応し、魅力ある学校づくりを」というところに、金沢型学校教育モデルを含めているのですが、もう少しそれを前面に出すことについては、今後検討したいと思います。

木村委員

（1）から（4）まで、どれも先生のこと子供たちのことも考えていて、大変良い文章だと思います。（2）の「魅力ある学校づくり」にもありますが、「特色ある」という言葉も入れてもいいと思いました。

羽場学校職員課長

そういった文言についても今後、「特色ある」「魅力ある」といったところをもう少し明確にしたいと思っています。「特色ある」というのは、（1）

の「学校の実情を考慮した」といったところにも含みがあるということで、ご指摘いただいた点については次年度また考えていきたいと思えます。

○ 報告第40号 小・中学校特学分校、特別支援教育サポートセンター（仮称）及び芳齋公民館・児童館の整備概要について（教育総務課他）

（説明の概要）議案書10ページ。先般、これら施設整備の基本設計が完了した。中央小学校芳齋分校の改築と小将町中学校の特学分校の移転に併せ、教育プラザの機能の一部として特別支援教育サポートセンター（仮称）を設置するとともに、学校周辺の狭あい道路の解消のため、学校前面の道路を1m拡幅することや、現在は小さくて不整形なグラウンドを広げるなど教育環境の向上を図るため、グラウンド内にある消防分団を隣接する現・芳齋公民館敷地に移転させ、新たに公民館などを学校と一体的に整備する。

整備に当たっての基本方針として、周辺の住環境に支障のないよう、建物の高さや配置等に十分配慮する。その他、敷地内通路を設け、児童生徒を送迎する際、学校周辺で車が滞留しないよう利便性を図る。木の質感が感じられる快適な環境も併せて整備する。

各施設の機能として、まず小・中学校特学分校では、児童生徒一人一人の障害等の状況に対応し、専門性の高い支援を実施するとともに、多様な学びの場の一つとして集団での学び合いによる社会性の育成を図る。

特別支援教育サポートセンターにおいては、小学校から中学校までの切れ目ない特別支援教育の効果を高めるため、同施設内に整備される小・中学校特学分校との連携を強化し、在籍する児童生徒への専門的できめ細やかなサポートを行うとともに、市内小・中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援方法を研究し、教職員への専門的で実践的な研修を実施する。

芳齋公民館・児童館については、地域コミュニティや防災の拠点としての機能性を強化し、生涯を通じた学びの支援と子どもの健康増進、健全育成を図る。

設置場所は現在の中央小学校芳齋分校の敷地内とし、敷地面積は約8,000m²、構造は鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積は小・中学校特学分校として約4,340m²、サポートセンターは約710m²、芳齋公民館、芳齋児童館ともそれぞれ約340m²、施設全体で約5,730m²となる。

今後は令和3年度に現校舎を解体後、令和5年度にかけて建設工事を行っていく予定である。

櫻吉委員	小将町中学校特学分校がこちらに移動してくるということは、小将町中学校内には特別支援学級はなくなるのですか。
堀場教育総務課長	現在、小将町中学校は小将町特学分校と併設という形になっていますが、特学分校が移転した後は学校内からなくなります。
櫻吉委員	特別支援学級の良さは、地域の本来の学校との交流だと思うのですが、この場所に移ってしまうと、中学生は小将町中学校の子供たちと交流を持つ形になるのですか。
堀場学校総務課長	現在の小将町中学校は、現在の中央小学校の場所に移転予定ですので、分かれても近くに同じ本校があるという形になります。
櫻吉委員	分かりました。近くなるのでいいのかなという気はするのですが、今までも中央小学校には特別支援学級がありませんでした。例えば、普通学級にいる子供たちの中で、この子は支援学級の方がいいなと思っても、学校を物理的に移動しなければならないので、親御さんのハードルがかなり高い例が今までも何人かあったと思うのです。そういう部分のフォローなどは何か考えておられますか。

堀場学校総務課長	<p>現在の中央小学校芳齋分校についても、中央小学校本校と場所は離れているのですが、これまでも本校との交流を積極的に進めていくという方針の下、活動されています。新たに建設中の中央小学校については、学校内に通級学級を設けることも現在想定しておりますし、さらに小将町中学校が現在の中央小学校の場所に移ったときも、場所は近くなりますので、一体的な教育支援ができると考えています。</p>
櫻吉委員	<p>小中一貫で連携してできるのは非常に良いことだと思うので、今後ともよろしくお願いします。</p>
長澤委員	<p>お願いなのですが、この辺りはとても道が狭く、住宅地で入り組んだような所に位置しています。解体工事や建設工事が始まると、大型トラックが行き来するようになると思われますので、業者さんには十分配慮するような形でお話を進めていただければと思います。入る時間帯の制限であったり、入る大きさの制限であったり、どの道を通るのかといったルートなど、細かなことに関してもきちんと取り決めをした上で、周辺の住宅への影響を最小限にとどめるようにして、地域に愛される施設になっていただきたいと強く願っています。</p>
堀場学校総務課長	<p>これまでも学校を建設する場合や大規模な工事に入る際には、地域の方と連絡を密接に取り、各町会の代表者だけでなく、トラックが通過するような町会の個人個人にも案内文を出し、説明会等を開催しているところです。今回の特別支援教育サポートセンター等の整備に当たっては、通常10トントラックなどを使っての工事を行うところを、10トン車両よりも小さいトン数の車に変更するなど、地域の方々への影響も配慮して、工事を進めたいと思います。</p>
田邊委員	<p>特別支援教育のニーズは非常に増えつつありますので、今後の見通しも含めて、中身に関してはこれからの検討になると思いますが、ニーズに応じた形で検討を進めていただければと思います。</p> <p>一方で、サポートセンターと隣接した形で設置されるので、かなりきめ細かな教育が展開できるようになると思っていますが、特別支援教育のニーズは隣接している学校にとどまらず、地域へのサポートという役割もあると思いますので、身近なところと同時に、市内全体の小中学校への特別支援の対応にも尽力していただくという、サポートセンターの充実もぜひ図っていただければと思っています。</p>
堀場学校総務課長	<p>児童生徒数増への対応ですが、中央小学校芳齋分校に現在通っている児童数は約60名、小将町中学校の特学分校の生徒数は約40名で、計100名ほどになります。委員のおっしゃるとおり、今回整備する学校については、例えば音楽室や図書室を小中共用にしたり、より広い面積で充実した教室の広さを確保できるようにしたり、あるいは多目的室を多めに設置することによって、今後想定される児童増も考慮しながら設計を進めていきたいと考えています。</p>
熊谷学校教育センター所長	<p>9年間の学びを支えるということで、先生方の指導や助言であったり、子供たちの相談であったり、また発達アセスメントの充実であったりということをこれまでも教育プラザで進めていますが、サポートセンターでもさらに拡充して丁寧に取り組んでいく予定です。さらに、分校の子供たちだけでなく、特別支援教育を求めている全ての子供たちに対して多様な教育を行っています。私たちのいる学校教育センターでは、既に不登校になってしまったり、不適応になってしまっている子供たちの相談支援を中心に丁寧に行っていますが、サポートセンターでは、学校に在籍している子</p>

供たちが不適應になる前の段階でさまざまな学習を選べるようにしたり、学習はうまくいっているのですが友人関係がうまくいかない場合にスキルを学んだり、学校内では学べない自分の特技や強みを探していく体験活動など、全ての子供たちの多様な学びについて考えていくことを検討しています。

○ 報告第41号 「金沢市特別支援教育指針（第2次）」の概要について（学校指導課）

（説明の概要）議案書13ページ。「金沢市特別支援教育指針（第2次）」については、1に記載の「目的」の下、8月の当委員会で「金沢市特別支援教育指針」改定版の骨子として報告した後、パブリックコメントを8月3日より1カ月実施し、広く市民の方々からご意見を頂くとともに、第4回指針検討委員会における委員の方からのご意見を踏まえて改定作業を進め、このたび第2次指針として取りまとめたところである。

改定した特別支援教育指針（第2次）の基本理念としては、全ての児童生徒が自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育を行っていくこととした。また基本方針は、自立と社会参加に向けた主体的な取り組みに対する支援を目指す上で重要であることから、引き続き七つの方針とした。

基本方針の主な内容は、「（1）幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実」では、幼児期から中学校卒業後も見据えた連続性のある相談・支援体制の整備、インクルーシブ教育システムの視点を踏まえた教育相談・就学相談の推進について明記した。

「（2）学校における特別支援教育の体制の充実」では、特別支援教育コーディネーターや校内委員会等、校内支援体制の充実、「個別の教育支援計画」等の作成と効果的な活用、一貫した教育的支援を行うための関係機関等との連携を明記した。

「（3）特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実」では、特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業づくり、進級および進学時における教育相談・就学相談・引き継ぎの充実、ICT機器の活用による効果的な学びの研究と促進について明記した。

「（4）教職員の専門性の向上」では引き続き、教職員の特別支援教育に関する専門性向上のための研修の充実、特別支援教育実践拠点校の先進的な実践研究および成果等の普及・啓発に努める。

「（5）金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等の充実」では、特別支援教育に関わる相談や研修の充実、特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実、特別支援教育に関する情報ネットワークの充実に努める。

「（6）特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働」では、教育委員会が中心となり、共生社会の実現に向けた意識醸成に取り組み、特別支援教育の現状について保護者や地域に向けての情報発信、特別教育推進に向けての関係団体との協力・協働等を進める。

「（7）共に学ぶ学校環境の整備」では、障害の状態に応じた教育のための基礎的環境整備の充実、連続性のある「多様な学びの場」における指導の充実、医療的ケアのための学校看護師の派遣も進める。

今後の予定としては、令和3年1月の校長会議でこの第2次指針の内容を周知するとともに、3月を目途として指針第2次の冊子や概要版リーフレットを学校および関係機関等に配布する。

野口教育長

教育委員をお勤めいただいた早川先生も、パブリックコメントで頂戴するたくさんのご意見を反映した方がいいと述べていらっしゃったのですが、今回はどれぐらいのご意見がありましたか。

寺井学校指導課長

全体で100件程度のご意見を頂いております。

○ 報告第42号 民法改正に伴う成年年齢引き下げに係る成人式の対象年齢について（生涯学習課）

（説明の概要）議案書16ページ。平成30年に民法が改正され、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。これに伴い、本市における成人式の対象年齢をどうするか検討してきたが、令和4年度以降も「当該年度中に20歳を迎える者」とする。なお、名称は仮に「二十歳（はたち）の集い」とし、令和4年度の実施までに検討する。

理由は、対象を18歳とすると、多くの方が大学受験や就職を控え、時間的・精神的・経済的余裕がないこと。また、20歳とすることで地域を離れた人が式典のために帰省し、Uターン就職のモチベーションが生まれ、地域の活性化につながるなどが挙げられる。また、今年8月、本市の16歳を対象に行ったアンケートでも、回答を得られた1,500名余りのうち約78%が20歳の成人式を希望しているほか、式典を実施している各地区公民館からも20歳としたいとの要望を頂いている。

最後に、18歳で成年となる方への啓発としては、今年度改定する「金沢市生涯学習振興基本計画」の中で「シチズンシップ教育の推進」を重点施策に位置付けている。社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成や社会参加についてのリーフレットを作成するなど、発達段階などに応じた取り組みを提供していく。

長澤委員

結論としては、この内容でとても良いと思います。やはり18歳というのは、受験との兼ね合いで皆さんとても落ち着かないところがあると思います。

成人式をいつ、どのような方法で行うかについては、法律上の定めはなく、各自治体が実情に合わせて決めるという取り扱いになっているということです。このような決定があるのであれば、金沢市としてもこういう形にしたのだというアナウンスをきちんとホームページ等で行ってはどうかと思いました。

実際、埼玉県蕨市ではとても早い時期に、平成30年11月の時点で、「民法改正後の蕨市での成人式の対応について」と題して、市長名で「当市では20歳の方を対象にします」という形できちんと理由とともにアナウンスをされていきました。ここは成人式発祥の自治体らしく、だからこそあえて早めに発信したのだらうと思うのですが、拝見するとやはり同じような理由が書いてありました。

民法改正によっても、18歳で全ての権利が現在の成人と同等に認められているわけではないというのは、金沢市でも指摘された点だと思います。また、18歳の多くが高校3年生で、受験勉強、就職活動など将来の進路に関わる大切な時期です。このときに開催するのは教育的配慮が必要だという理由が、蕨市の方でも書いてありました。このようなきちんとした理由をもって、金沢市としての地方自治体の決定をアナウンスすることは大事ではないかと思いました。

村田生涯学習課長

金沢市として20歳を迎える方を対象に成人式を行うことについて、市議会の12月定例会で市長が表明したのですが、今後はホームページを活用して、市民の皆さまにも広く説明していくほか、法律上は18歳で成年ですので、18歳としての社会的な責任などに関しても啓発に努めていきたいと考えています。

大島委員

私も非常に適切な決定だと感じています。当事者である現在16歳の方々にもアンケートを取り、お手伝いいただく地区公民館の方々にもご意見を聞いて決定されているということで、決定は非常に適切だと思いますし、物理的な問題も考えると、こういった形が一番いいのではないかと思います。ただ、参考までにお聞きしたいのですが、他の自治体ではどうい

った傾向になっているのか、もし資料があれば教えてください。

村田生涯学習課長

まず県内の状況ですが、20歳を対象として実施する方針が決まっているのは、19市町のうち6市町です。金沢市を入れると7市町となります。他の12市町は検討中です。また、全国60の中核市のうち、現在30都市が20歳で成人式を行う方針を明らかにしています。

櫻吉委員

前回の会議でも少しあったと思うのですが、シチズンシップ教育について、実際にどういうことをするのか、具体的な内容をもう一度教えていただけますか。

村田生涯学習課長

シチズンシップ教育は、社会の一員としての自覚を身に付け、社会参加を促すための教育ですが、例えば青少年に対しては、選挙や消費の問題、地域活動やSDGsについてワークショップを開いて、社会参加についての意識を持ってもらったり、大学生に対してもワークショップを開いたりすることを考えています。

櫻吉委員

それは例えば、小学校や中学校の時点でこういうことを学校としては必ず教育に取り込むということを決めてあるわけではないのですか。

中坂生涯学習部長

学校教育では、学習指導要領の中に学ばなければならない単元がありますので、その中でこれまでどおり教育を続けていただければと思っています。私たち生涯学習の部門としては、子ども会や少年団、ボーイスカウト、ガールスカウトなど、社会活動をする中でボランティア活動に参加して地域をみんなで盛り上げていこうということを啓発していきたいと思っています。

野口教育長

当該の年齢が学んでいる市立工業高校はどうですか。シチズンシップ教育について授業等で扱っていますか。

新出市立工高事務局長

先ほど生涯学習課長からもあったように、18歳から選挙権が認められたことにより、本校でも生徒会役員を選ぶ際に模擬選挙を実施していることや人権教育の一環として「生と性」の学習会でシチズンシップ教育を指導しているところです。

長澤委員

今の話に関連して、生活の中で非常に重要になってくるのは、今後は18歳でも自分で契約ができるようになって、クレジットカードも作れるようになって、親の許可なく自由なところに住めるという状況が出てくるわけです。そういったものに関して、具体的に問題点や危険性を該当するお子さん方に指導する、または学ぶ機会をぜひ積極的に持っていただきたいと考えています。

村田生涯学習課長

消費の関係も大変重要ですので、そういったことを啓発するようなパンフレットなども作れたらいいと思っています。

長澤委員

ぜひよろしくをお願いします。

野口教育長

先日、県の教育振興基本計画の策定委員会に出席したのですが、シチズンシップ教育という名称ではなかったものの、18歳の自覚というものを大事にすべきではないか、そういう考え方を基本計画に盛り込んでいってはどうかというご意見もありましたので、両方でまた一緒に頑張っていければと思います。

○ 報告第43号 「第58回金沢市公民館大会・公民館フェア“楽集”」の開催について（生涯学習課）

（説明の概要）議案書18ページ。例年開催している公民館大会・公民館フェアは今年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止と公民館におけるインターネット学習推進の観点から、オンライン形式で開催することとする。

開催日時は令和3年2月21日、実施方法はホームページへの公開とYouTube配信である。ホームページの公開期間は令和3年2月21日～3月31日である。

金沢市公民館大会は、中央公民館彦三館での簡易形式による式典とし、公民館優良役職員・永年勤続職員等表彰式を行う。YouTubeによるライブ中継も行う。創作作品展として、地区公民館や中央公民館の自主グループの作品などの発表のほか、作品作りに取り組む公民館利用者の動画も放映する。コーラスフェスティバルでは、公民館で活動する合唱グループのコーラス動画をYouTubeで配信する。また、Zoomを活用した市民参加型コーラスイベントも実施する。それから、金沢市公民館の魅力をPRするため、地区公民館で取り組まれている活動や学習、交流の様子を収めた動画を公式ホームページで公開する。

長澤委員

YouTubeで放映することに関して、出席者のご了解は各公民館で取っているという理解で良かったでしょうか。

太田中央公民館長

インターネットでの放映となると、作品の著作権や出席者の肖像権、例えばコーラスはJASRAC（日本音楽著作権協会）の承諾が必要になります。そういったことは全てご承諾の上で、放映する手続きを取っています。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 _____ 署 名 _____

教 育 委 員 _____ 署 名 _____

(長澤委員)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第 36 号 金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について（歴史都市推進課）

審議結果についても非公開

以 上